DIGITAL HEARTS HLDGS.

2026年11月20日

各　位

会　社　名　株式会社デジタルハーツホールディングス
代表者名　代表取締役社長 CEO　筑紫　敏矢
（コード番号：3676 東証プライム）
問合せ先　執行役員　CFO　伊丹　英人
（TEL：03-3373-0081）

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年10月23日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2026年10月23日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議しましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026年11月20日から2026年12月10日まで整理銘柄に指定された後、2026年12月11日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

１．第１号議案（株式併合の件）

2026年10月23日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

①併合する株式の種類

普通株式

②併合比率

当社株式について、2,975,211株を１株に併合いたします。

③減少する発行済株式総数

22,298,795株

④効力発生前における発行済株式総数

22,298,802株

（注）当社は、2026年10月23日開催の取締役会において、2026年12月14日付で自己株式1,591,998株（2026年９月30日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当）を消却することを決議いたしましたので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤効力発生後における発行済株式総数

７株

⑥効力発生日における発行可能株式総数

25株

⑦１株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

（ａ）会社法第235条第１項又は同条第２項において準用する同法第234条第２項及び第４項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、当社の株主は株式会社Sandbox（以下「公開買付者」といいます。）及び当社代表取締役会長である宮澤栄一氏（以下「宮澤氏」といいます。）のみとなり、それ以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、１株未満の端数となる予定です。

当該１株未満の端数に相当する数の株式については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第１項の規定により、その合計数に１株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付いたします。

当該売却について、当社は、本株式併合が当社の株主を公開買付者及び宮澤氏のみとし、当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として行われるものであること等に鑑み、会社法第235条第２項において準用する同法第234条第２項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年12月14日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式の数に、公開買付者が2026年８月７日から同年９月24日まで実施した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式１株当たりの買付け等の価格と同額である1,060円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合がございます。

（ｂ）売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

株式会社Sandbox（公開買付者）

（ｃ）当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本公開買付けを含む当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引に要する資金を、株式会社みずほ銀行からの 14,851 百万円を限度とした借入れにより賄うことを予定していたところ、当社は、当該取引の実行手続において、公開買付者が2026年８月７日に提出した公開買付届出書及びそれに添付された融資証明書を確認することによって、公開買付者における資金が確保されていることを確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計

数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

（ｄ）売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026 年 12 月下旬を目途に、会社法第 235 条第２項において準用する同法第 234 条第２項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2027 年１月中旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2027 年３月下旬を目途に当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

２．第２号議案（定款一部変更の件）

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第２項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は 25 株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第５条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は７株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在１単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第６条（単元株式数）及び第７条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者及び宮澤氏のみとなるため、基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第 10 条（基準日）及び第 13 条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である 2026 年 12 月 15 日に効力を生ずるものとします。

３．株式併合の日程

①本臨時株主総会開催日	2026 年 11 月 20 日（金）
②整理銘柄指定日	2026 年 11 月 20 日（金）
③当社株式の売買最終日	2026 年 12 月 10 日（木）（予定）
④当社株式の上場廃止日	2026 年 12 月 11 日（金）（予定）
⑤株式併合の効力発生日	2026 年 12 月 15 日（火）（予定）

以上